

令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

五城目町の令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりです。

健全化判断比率

(単位：％)

区 分	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	15.00	20.00
連結実質赤字比率	－	20.00	30.00
実質公債費比率	8.4	25.0	35.0
将来負担比率	48.2	350.0	

※実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「－」で表示しています。

資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	20.0
下水道事業会計	－	20.0

※資金不足がないため「－」で表示しています。

【用語の説明】

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4比率の総称。

実質赤字比率

一般会計等を対象とした赤字額の標準財政規模※に対する割合。

※標準財政規模…地方税や普通交付税などの通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模。

連結実質赤字比率

全会計(一般会計や国民健康保険事業などの特別会計、水道事業会計)を対象とした赤字額の標準財政規模に対する割合。

実質公債費比率

町が負担する地方債の償還金(公営企業会計や一部事務組合に対する地方債の償還負担金を含む)の標準財政規模を基本とした額に対する割合。

将来負担比率

町が将来負担しなければならない負債(地方債の残高や退職手当負担見込額など)の標準財政規模を基本とした額に対する割合。

資金不足比率

水道事業、下水道事業における資金の不足額の事業規模に対する割合。

早期健全化基準

4比率のうち1つでもこの基準以上になると、財政健全化計画を定めて自主的に健全化に取り組むこととなります。

財政再生基準

4比率のうち1つでもこの基準以上になると、財政再生計画を定めて国の関与のもとで財政の再生に取り組むこととなります。

経営健全化基準

この基準を超えた公営企業会計は、経営健全化計画を定めて健全化に取り組むこととなります。